自転車を安全・安心に利用するために

ー自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー

【自転車ルールブック】

令和７年９月

警察庁交通局

目次

1　はじめに…… p.2

2　自転車への青切符の導入の背景と手続

(1)　自転車への青切符の導入の背景……p.8

(2)　検挙された後の手続……p.9

3　自転車の基本的な交通ルール

(1)　自転車とは……p.13

(2)　自転車安全利用五則……p.14

(3)　自転車安全利用五則１
「車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先」 ……p.16

(4)　自転車安全利用五則２
「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」 ……p.19

(5)　自転車安全利用五則３「夜間はライトを点灯」……p.21

(6)　自転車安全利用五則４「飲酒運転は禁止」……p.22

(7)　自転車安全利用五則５「ヘルメットを着用」……p.22

4　自転車の交通違反の指導取締り

(1)　自転車の指導取締りの基本的考え方……p.23

(2)　指導警告の対象となる場合……p.24

(3)　検挙の対象となる場合（「悪質・危険な違反」）……p.25

(4)　青切符ではなく、刑事手続による処理が行われる場合……p.29

(5)　指導取締りを重点的に行う場所・時間帯……p.30

5　青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分

(1)　自転車運転者講習制度……p.33

(2)　運転免許の停止処分…… p.34

＊　自転車の交通ルール

(1)　歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール…… p.35

(2)　事故に遭わないための交通ルール……p.41

(3)　危険な行為の禁止…… p.45

(4)　自分の身や他者の身を守る方法……p.49

資料１：法上、自転車が対象とされている反則行為 ……p.51

資料２：刑事手続によって処理される重大な違反 ……p.53

1　はじめに

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」（令和６年法律第34号）が令和８年４月１日から施行され、自転車の交通違反で検挙された後の手続が大きく変わります。

交通反則通告制度は、いわゆる「青切符」制度とも言われ、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法ですが、今までは自転車には導入されていませんでした。

これまで、自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続による処理が行われ、警察による捜査を経て、検察官が起訴・不起訴の判断を行い、起訴されると裁判を受けることになっていました。その結果、有罪となると、罰金を納付するなどする必要があり、いわゆる「前科」がつくことになりました。

こうした刑事手続による処理は、青切符が導入されている自動車の違反処理と比べ、時間的・手続的な負担（例：取締り時の書類作成、取調べのための出頭）が大きいことや、検察に送致されても不起訴とされ、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されていました。

しかし、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、また、その原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、警察では、自転車に対する取締りを強化しており、自転車の交通違反の検挙件数が増加しています。

そこで、自転車も車両の仲間として、交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、青切符を導入することとなりました。自転車への青切符の導入により、自動車と同様に、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となります。今後、違反の実情に即して、自転車の一層の安全な利用のための指導警告や、青切符、赤切符等による処理が行われます。

また、16歳以上の者による自転車の交通違反について青切符が導入されることに伴い、警察では、自転車の交通ルールを理解し、自転車を安全・安心に利用していただくため、幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者といった各ライフステージごとに、官民が連携して交通安全教育を充実することとしています。

本冊子では、制度改正の趣旨を広く理解していただくとともに、安全・安心な自転車の利用に役立てていただくことを目的に、

・自転車への青切符の導入の背景と手続
・自転車の基本的な交通ルール
・自転車の交通違反の指導取締り
・青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分

について説明しています。そのポイントは次頁のとおりです。

本冊子の構成とポイント

2　自転車への青切符の導入の背景と手続（p.8~p.12）

○　16歳以上の者による自転車の一定の交通違反への青切符の導入は、自転車の交通事故の抑止を図るため

○　青切符で、自転車の交通違反での検挙後の手続が迅速化され、出頭や裁判等が不要になり、前科もつかない

3　自転車の基本的な交通ルール（p.13~p.22）

○　道路交通法上、自転車も車両の仲間で、自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性

○　自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切

4　自転車の交通違反の指導取締り（p.23~p.32）

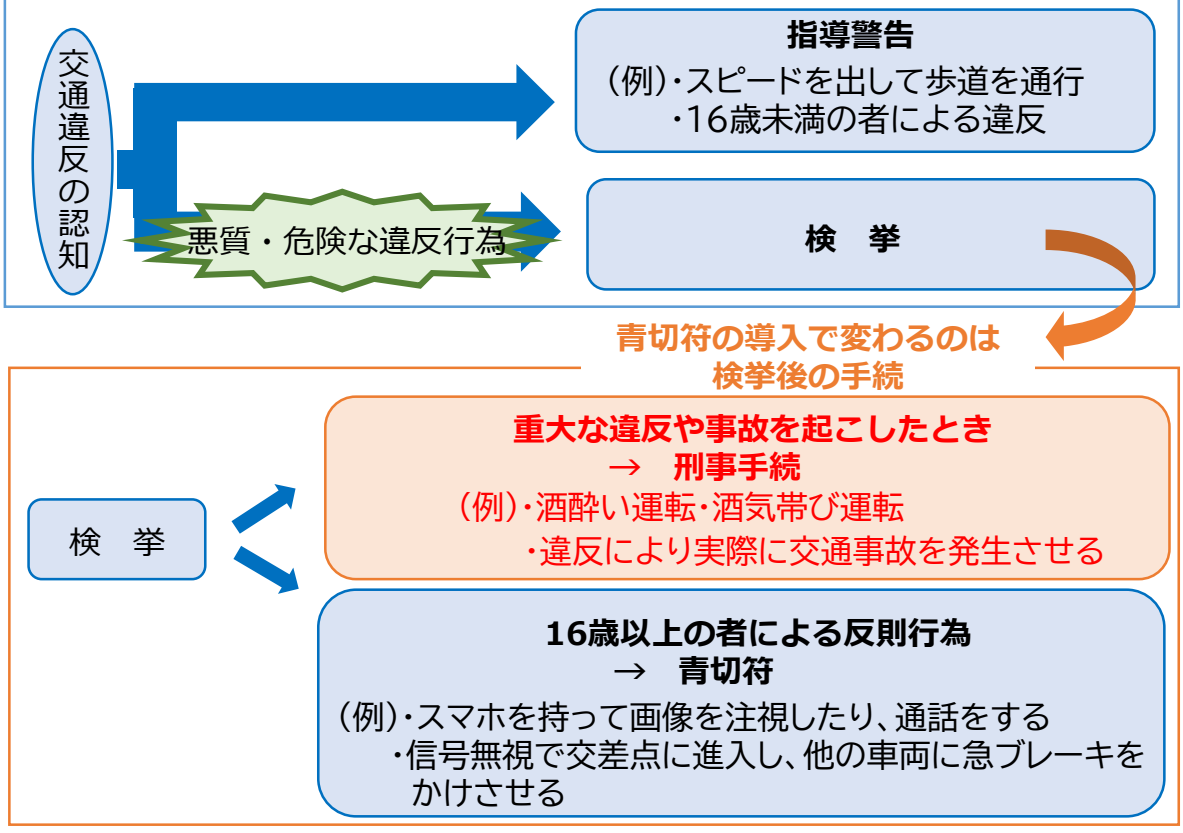
○　青切符導入後も、

・　自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施

・　交通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象

という交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わらないが、検挙後の手続は変わる

自転車の指導取締りの基本的な考え方→青切符の導入前後で変わらず



＊　普通自転車の歩道通行に関する取締りの基本的な考え方とルールについては、p.6の「普通自転車の歩道通行について」を参照してください。

○　指導取締りは、事故や違反が多いなどのエリアで、事故が多い朝の通勤・通学時間帯や、日没前後の薄暗い時間帯を中心に重点的に実施

5　青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分（p.33,34）

○　自転車の交通違反を繰り返したときは、自転車運転者講習の受講が必要

○　自動車や原動機付自転車の運転免許を保有している者が、自転車乗用中に重大な事故や違反をした場合には、免許停止の可能性も

＊　自転車の交通ルール（p.35 ~p.50）

○　主な自転車の交通ルールについて説明

普通自転車の歩道通行について

取締りの基本的な考え方

○　自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります*。**

○　一方で、**単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません。**

＊　例えば、スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。

歩道通行のルール

1　歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます。

「普通自転車歩道通行可」を示す道路標識・道路標示



① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき

② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき*

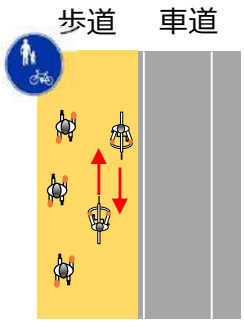
＊　道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

2　歩道を通行するときのルール

(1)　普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行*しなければなりません。

また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。

＊　徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



(2)　歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません*。

＊ ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。



普通自転車通行指定部分

用語の整理

本冊子の主な用語の意味は以下のとおりです。

○　法
⇒　道路交通法の一部を改正する法律（令和６年法律第34号）の施行の日（令和８年４月１日）以降の道路交通法（昭和35年法律第105号）のことをいいます。

○　検挙
⇒　交通違反を警察官が見つけた場合に、違反者と交通違反の事実を調べる手続をいいます。
　これまで、自転車の交通違反で検挙されると、違反者に対しては、多くの場合、赤切符を交付していましたが、今回の青切符の導入により、16歳以上の者の反則行為については、青切符が交付されます。

○　刑事手続
⇒　犯人を明らかにして犯罪の事実を特定し、科すべき刑罰を定める手続であり、送致、検察官による起訴・不起訴の判断や裁判を含めた一連の手続をいいます。
　自転車の交通違反については、反則行為に該当しない場合には、検挙されると刑事手続によって処理が行われます。
　なお、20歳未満の少年が検挙された場合には、少年法に基づく手続が行われます。

○　前科
⇒　過去に刑事裁判で有罪判決を受けた経歴をいいます。

○　反則行為
⇒　道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものをいいます。
　自転車の反則行為の具体的内容については、資料１（p.51,52）を参照してください。

○　交通反則通告制度
⇒　反則行為をした16歳以上の者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行することなく、その反則行為に係る事件について起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）という制度をいいます。

○　青切符（詳しくはp.10参照）
⇒　正式には「交通反則告知書」と呼ばれ、反則行為となるべき事実の要旨等が記載されており、違反者に交付されます。
　16歳以上の者が自転車の反則行為を行ったときは、この青切符による処理が行われることとなります。

○　赤切符（詳しくはp.9参照）
⇒　正式には「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」といい、交通関係事件について特例的に使用される、簡易な形式の捜査書類をいいます。
　反則行為に該当しない自転車の重大な違反をしたときは、多くの場合、この赤切符を用いて、刑事手続により処理されます。

2　自転車への青切符の導入の背景と手続

(1)　自転車への青切符の導入の背景　～自転車を取り巻く交通事故情勢～

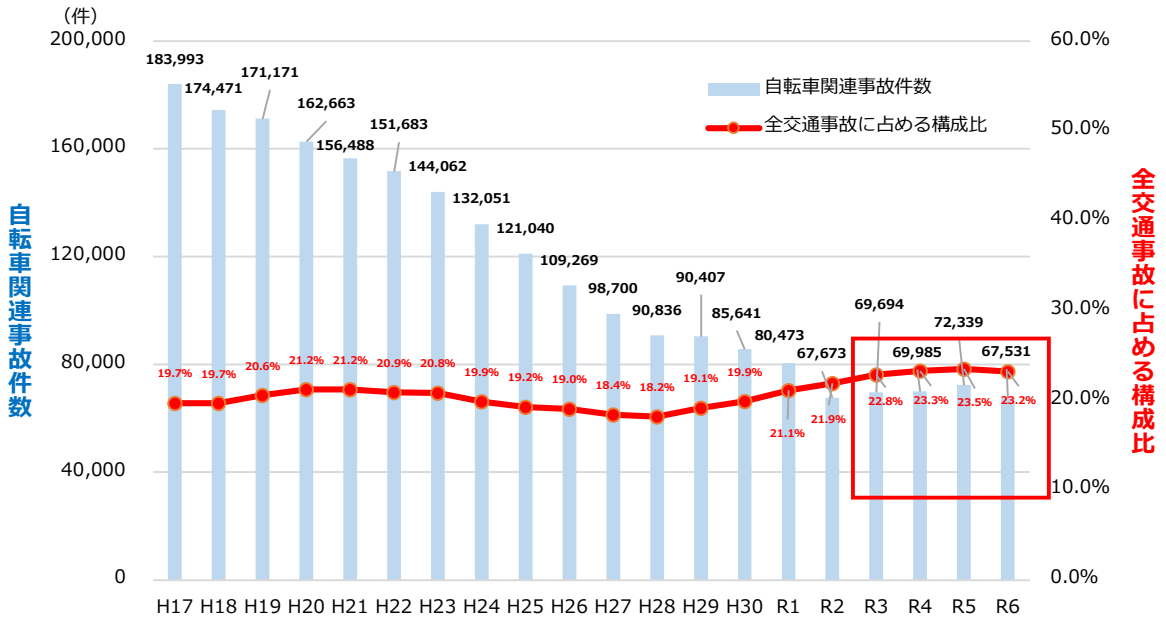
自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる、身近で環境にやさしい交通手段です。

しかし、交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故*は７万件前後（表１）と横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあります。また、自転車と自動車の事故は減少傾向ですが、年間約５万件発生（表２）しており、自転車関連事故の約８割を占めています。さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約４分の３には自転車側にも法令違反があります（表３）。

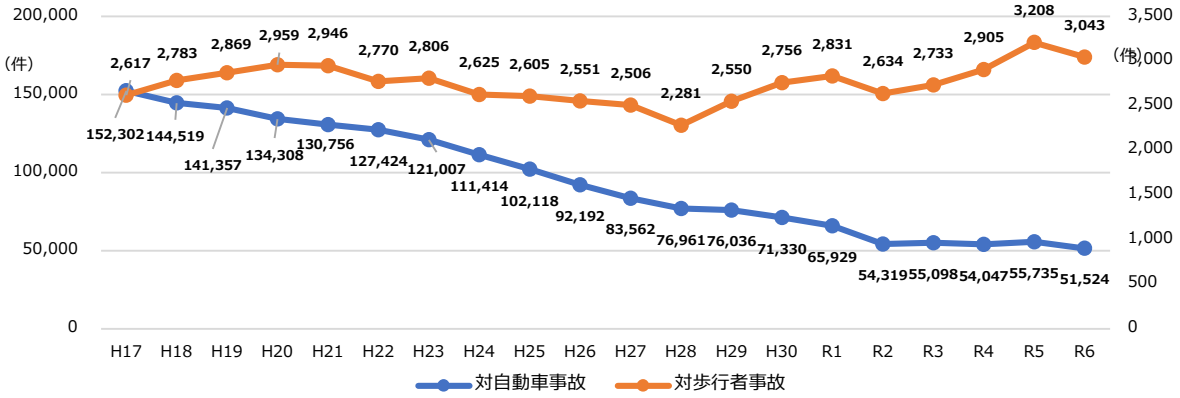
＊　自転車関連事故とは、自転車が第一当事者（加害者）又は第二当事者（被害者）になる事故をいいます。

このように、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にある中、警察では自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しています。

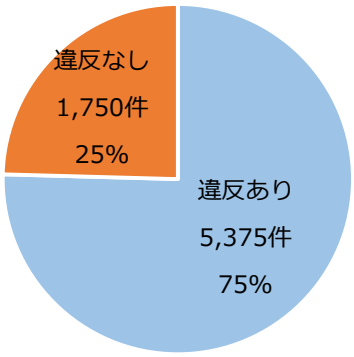
自転車の交通違反の検挙件数は近年増加（表４）しており、青切符の導入は、これを簡易迅速に処理し、違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故の抑止を図ることを目的とする制度です。



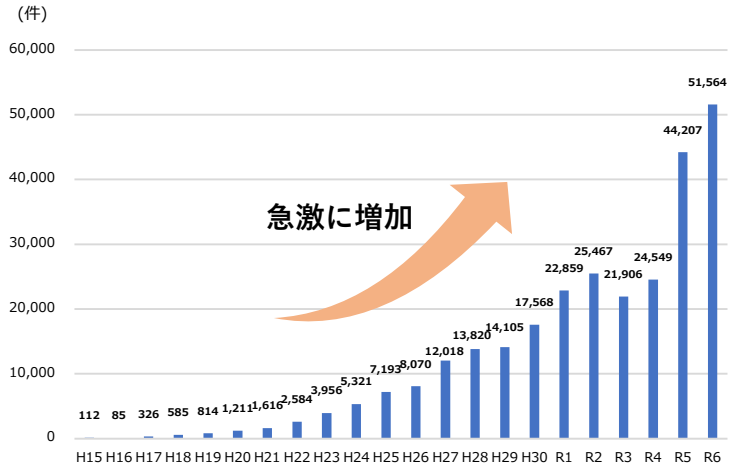
自転車関連事故件数及び全交通事故に占める構成比の推移（表１）



自転車と自動車、自転車と歩行者事故件数の推移（表２）



自転車乗用中の死亡・重傷事故（令和６年）における自転車による法令違反の有無（表３）



自転車の交通違反の検挙件数の推移（表４）

(2)　検挙された後の手続

自転車の交通違反について、警察官が違反者を検挙した後の手続は、青切符の導入によって、大きく変わります。

ア　これまでの手続（赤切符等による刑事手続のみ）

自転車の交通違反を検挙すると、赤切符等を用いて、刑事手続による処理が行われます。



赤切符

＊　様式は通達で定められておりますが、細部は都道府県警察によって異なります。

① 違反現場での手続

交通違反を発見した警察官は、違反者を呼び止め、違反現場での手続が始まります。

警察官は、違反者の特定を行うほか、事実関係を捜査し、実況見分調書を作成したり、違反者の供述を聞き取って供述調書を作成したりするなどします。

現場での手続は、時間を要することがあります。

② 出頭・取調べ

違反者は、求められたときに出頭をし、警察官・検察官からの取調べを受けます。

③ 裁判

捜査の結果、検察官が起訴したときは裁判を受けます。

④ 罰金の納付等

裁判所で有罪となると、罰金を納付するなどする必要があり、いわゆる「前科」がつきます。

イ 青切符導入後の手続（青切符による手続又は赤切符等による刑事手続）

交通反則通告制度が自転車の交通違反に導入されると、16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」に対して、青切符による処理が行われます。

反則行為は、法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものが法で定められています。具体的な自転車の反則行為については、資料１（p.51,52）を参照してください。

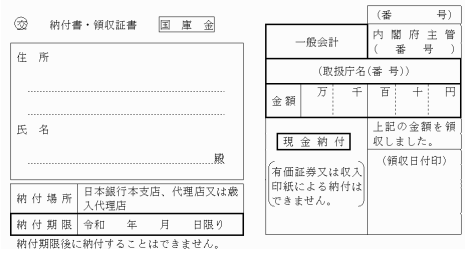
青切符が導入された後は、16歳以上の者が自転車の反則行為で検挙されたとき、次の手続が進みます。

＊ 重大な違反をしたとき、交通事故を起こしたとき、被疑者が住所・氏名を明らかにしないときや逃亡したとき、反則行為の成否について争うときは、刑事手続による処理が行われます（p.29参照）。

① 青切符の交付

違反者には警察官から、反則行為となる事実等が記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口に持参する「納付書」が交付されます。

これらは簡易な書類であり、アの手続による処理と比べ、迅速な処理が可能となります。



納付書



青切符

＊ 様式は通達で定められておりますが、細部は都道府県警察によって異なります。

② 反則金の仮納付

違反をしたと認めるときは、取締り（告知）を受けた翌日から原則７日以内に、銀行や郵便局の窓口に「納付書」を持参して反則金を仮納付します。反則金を仮納付すると、刑事手続に移行せず、起訴はされません。

反則金を仮納付することで、取調べや裁判を受けるために出頭する必要がなくなり、また裁判を受けることもなく、有罪となっていわゆる「前科」がつくこともありません。

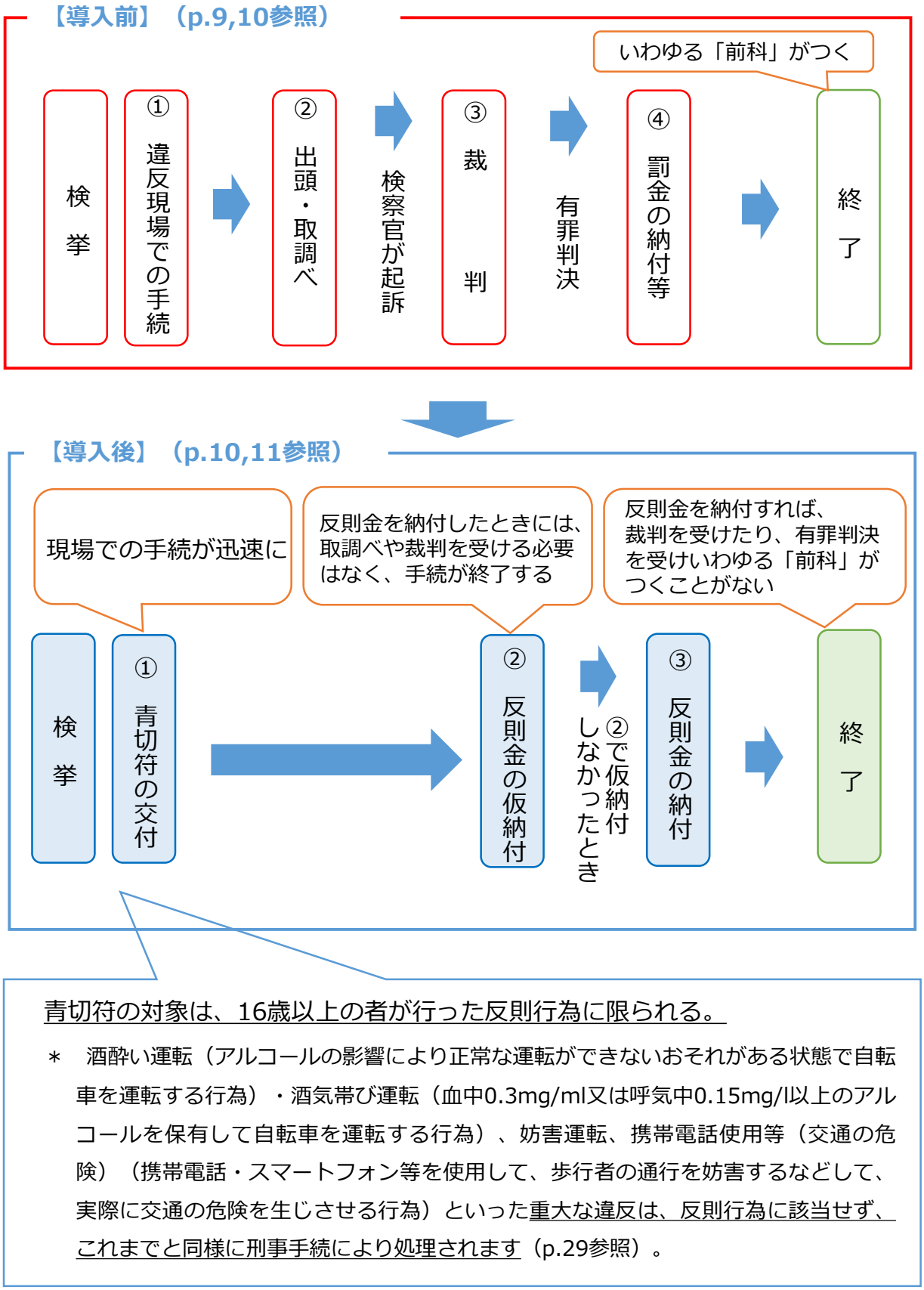
③ 反則金の納付（②で反則金の仮納付をしなかったとき）

②で反則金の仮納付をしなかった場合は、青切符に記載された指定の期日に交通反則通告センターに出頭し、反則金の通告書と納付書の交付を受けます（遠隔地に住んでいるなどの理由で交通反則通告センターに出頭できないときには、通告書と反則金に通告書の送付に要する費用が加算された納付書が郵送されます。）。

通告を受けた翌日から原則10日以内に、納付書に記載された金額を納付したときは、仮納付したときと同様に、刑事手続に移行せず、起訴はされません。

これを納付しないときは、刑事手続に移行することとなります。

青切符の導入前と導入後の違い



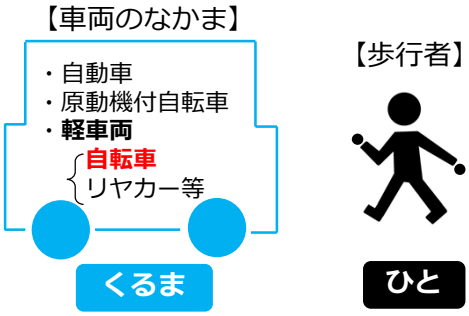
青切符の対象は、16歳以上の者が行った反則行為に限られる。

＊　酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為）・酒気帯び運転（血中0.3mg/ml又は呼気中0.15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為）、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）（携帯電話・スマートフォン等を使用して、歩行者の通行を妨害するなどして、実際に交通の危険を生じさせる行為）といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます（p.29参照）。

3　自転車の基本的な交通ルール

(1)　自転車とは

自転車は、ペダル又はハンド・クランク（手で回すペダル）を用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であり（法第２条第１項第11号の２）、法上、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。



自転車には、車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えないなどの、一定の基準を満たす「普通自転車」のほか、タンデム自転車やベロタクシー等、様々な種類があります。

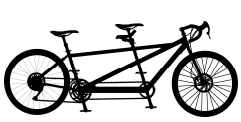
普通自転車



一定の場合には
歩道通行できる
（p.37参照）

普通自転車以外の自転車

タンデム自転車　ベロタクシー　牽引自転車





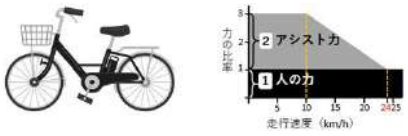
歩道通行できない

また、普通自転車には、駆動補助機が付いたいわゆる「電動アシスト自転車」があります。アシスト比率が一定の基準を満たし、スロットルがなく、原動機が容易に改造できないものでないと、電動アシスト自転車として認められません。

これらの基準を満たさないものは、いわゆる「ペダル付き電動バイク」とされ、一般原動機付自転車等に該当し、運転するときには運転免許が必要で、ヘルメットをしなければいけません。また、車両にはナンバープレートの取付けが義務とされているほか、方向指示器等が必要になります。

なお、電動アシスト自転車に該当するものを見分ける方法として、国家公安委員会の型式認定を受けた自転車であることを示す「TSマーク」、一般社団法人自転車協会が定める安全基準を満たした自転車であることを示す「BAAマーク」があります。

電動アシスト自転車とペダル付き電動バイクの違い

	「駆動補助機付自転車」 （いわゆる電動アシスト自転車）	いわゆるペダル付き電動バイク
基準	①アシスト比率（24km/hに達した時にアシスト停止等）、②スロットル設置なし、③原動機について容易に改造できない等の基準を満たす車両 	「駆動補助機付自転車」の基準を満たさない電動の車両 （一般原動機付自転車等）  【例】スロットルの設置 アシスト比率超過
通行場所	車道（左側端） 普通自転車専用通行帯 自転車道	車道（左側）
歩道走行	一定の場合にはできる	できない
運転免許	不要	必要
ナンバープレート	不要	必要
自動車賠償責任保険	不要 （条例で、自転車損害賠償責任保険への加入が義務とされている都道府県がある）	必要
ヘルメット	努力義務	義務
車両の保安基準	なし （ただし制動装置等の装備は必要）	あり*2
TSマーク BAAマーク	あり*1	なし

＊1　TSマーク等がない場合でも基準を満たしていれば電動アシスト自転車に当たるものもあります。

＊2　保安基準を満たさないと、公道を走行することはできません。

(2)　自転車安全利用五則

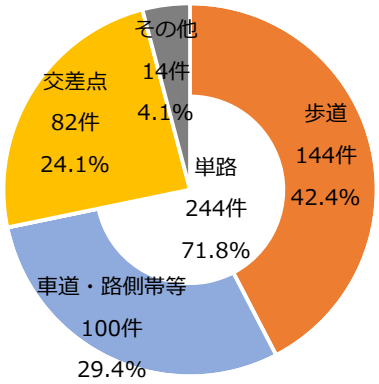
自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、「自転車安全利用五則」（令和４年11月１日交通対策本部決定）がまとめられています。

自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があり、自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切です。

なお、警察による自転車の指導取締りの基本的考え方は「４　自転車の交通違反の指導取締り」（p.23～p.32参照）のとおりです。交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反が、警察による検挙の対象となります。

自転車安全利用五則

1　車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

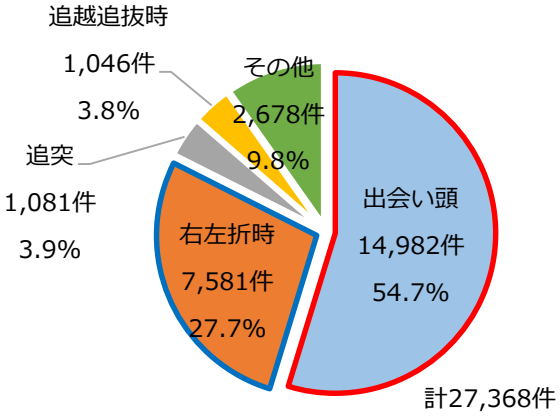


衝突地点別自転車対歩行者の
歩行者死亡・重傷事故件数（令和６年）

自転車と歩行者事故のうち、歩行者が死亡又は重傷となった事故の衝突地点別では「歩道」が最多

⇒　事故を起こさないよう歩道通行時の徐行の遵守等、通行する場所に関するルールを守りましょう

2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

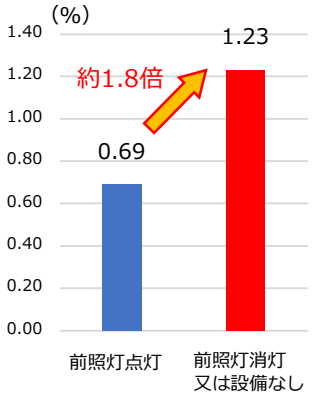


事故類型別「自転車対自動車」
死亡・重傷事故件数（令和２年～令和６年合計）

自転車と自動車事故のうち、事故類型別では「出会い頭衝突」「右左折時衝突」が８割以上を占める

⇒　事故に遭わないよう一時停止の遵守等、交差点に関するルールを守りましょう

3　夜間はライトを点灯

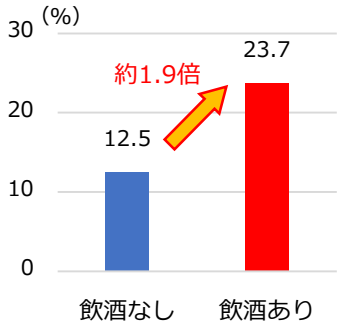


自転車乗用中の夜間前照灯点灯状況別
致死率比較（令和２年～令和６年）

自転車乗用中の交通事故における夜間前照灯消灯又は設備なしのときの致死率は、前照灯点灯のときと比較して高い

⇒　夜間走行時にはライトを点灯して、前方を確認し、また、他の車両や歩行者から見えるようにしましょう

4　飲酒運転は禁止

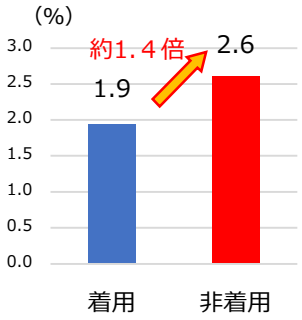


飲酒運転に起因する自転車関連事故における死亡・重傷事故率は、飲酒なしのときと比較して高い

⇒　飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒運転による死亡・重傷事故率（令和６年）

5　ヘルメットを着用



自転車乗用中の交通事故におけるヘルメット非着用のときの致死率は、ヘルメット着用のときと比較して高い

⇒　自らの安全を守るためにヘルメットを着用しましょう

自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較
（令和２年～令和６年合計）

(3)　自転車安全利用五則１「車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先」

ア　自転車で車道を通行するときのルール

(ｱ)　車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。

歩道又は路側帯＊と車道の区別のある道路では、原則として、車道を通行しなければなりません（法第17条第１項）。

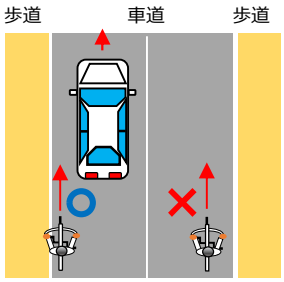
＊　路側帯とは、歩道のない道路にある、歩行者が通行するために、道路の側端に白線で区画された場所です。



路側帯

(ｲ)　左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません（法第17条第４項、第18条第１項）。



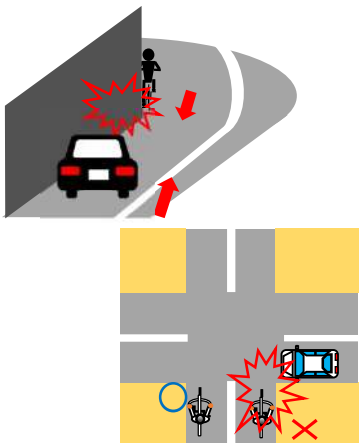
逆走はなぜ危険？

逆走（自転車で道路の右側を通行すること）は、

- 駐車車両等の障害物があるときや、見通しの悪いカーブで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険がある
- 自転車が車道の右側を通行していると、交差点で自転車が自動車の左方から飛び出してきたときに、自動車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない

といったことから、大変危険です。

右側通行は危険

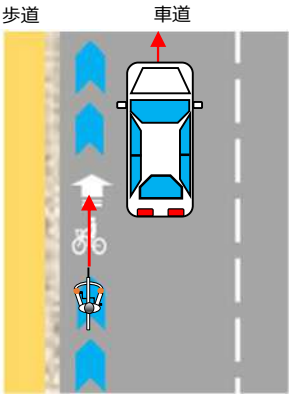


矢羽根型路面表示とは？

矢羽根型路面表示は、自転車が通行する部分・方向を知らせるものです。

矢羽根型路面表示は、自転車の運転者だけでなく、自動車の運転者に対しても、自転車の通行位置について注意を促す役割があります。

必ずしも矢羽根型路面表示がされた場所を通行するよう義務付けるものではありませんが、自転車で通行するときはこれを目安としましょう。







矢羽根型路面表示の例



イ　自転車で歩道を通行するときのルール

(ｱ)　歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます（法第63条の４第１項）。



「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示

① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき

② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき＊

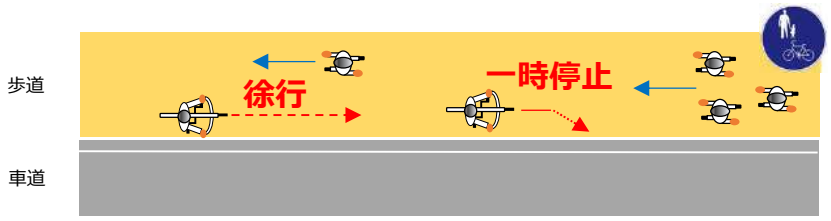
＊ 道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

(ｲ)　歩道を通行するときのルール（原則）

普通自転車で歩道を通行することができる場合に、歩道通行をするときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行＊しなければなりません（法第63条の４第２項）。

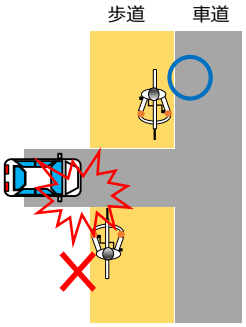
また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

＊ 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



歩道で車道寄りを通行しなければいけないのはなぜ？

普通自転車で歩道を通行する際に、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければならないのは、路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、ブレーキをかける時間を確保し、事故を防止するためです。



車道寄りで距離を確保

(ｳ)　普通自転車通行指定部分が設けられているときのルール

普通自転車で歩道を通行することができる場合で、「普通自転車通行指定部分」が設けられている歩道を通行するときには、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません*（法第63条の４第２項）。

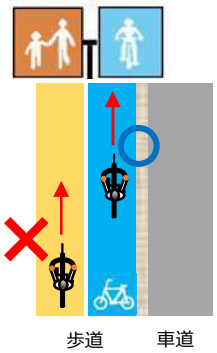
＊　ただし、普通自転車通行指定部分を進行する場合で、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。



普通自転車通行指定部分



普通自転車通行指定部分の道路標示

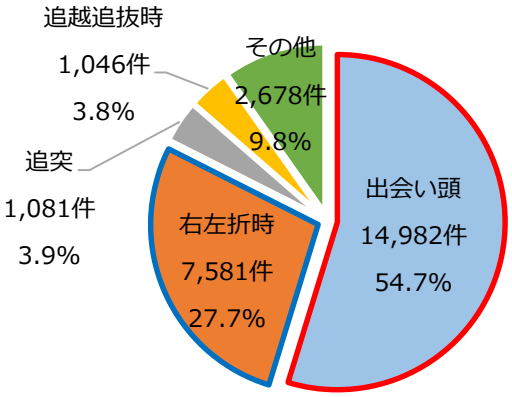


(4)　自転車安全利用五則２「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」

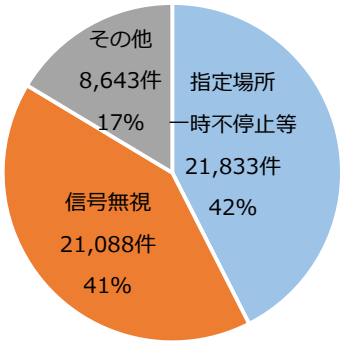
自転車と自動車の事故（令和２年から令和６年までの合計）のうち、出会い頭や右左折時の衝突が８割以上を占め、その多くが交差点で発生するなど、自転車にとって、交差点は特に事故に遭いやすい場所です。

特に、信号を守らなかったり、交差点において一時停止をしたりしないと、交差する道路から来る自動車や歩行者と衝突する危険が高まります。信号無視と指定場所一時不停止等は、令和６年中の自転車の交通違反の検挙の８割以上を占めています。

交差点では、必ず信号や一時停止に従って、安全を確認して進行してください。



事故類型別「自転車対自動車」
死亡・重傷事故件数
（令和２年～令和６年合計）
（再掲）



自転車の法令違反別検挙件数
（令和６年）

ア　信号に関するルール

○　自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」*、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います（法第７条）。また、「車両用信号」が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。

＊　ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、自転車が車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。



車両用信号



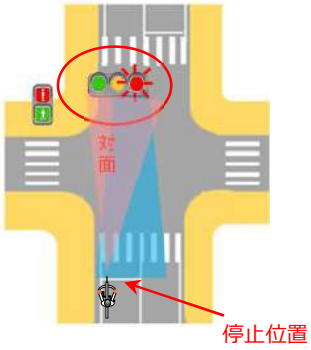
歩行者用信号



「歩行者・自転車専用」

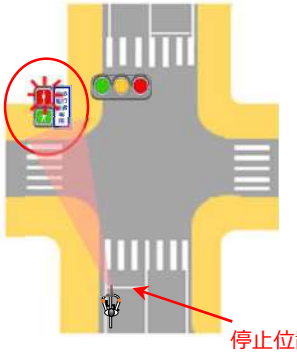
○　赤信号で停止する場合には、停止線が設けられているときは、その直前で停止しなければなりません。また、歩道を通行している場合や、自転車を除く一方通行道路を反対側から通行してきた場合で、停止線が設けられていないときには、交差点の直前（交差点の直近に横断歩道があるときは、横断歩道の直前）で停止しなければなりません。

車道進行時



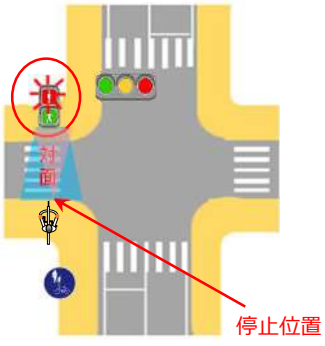
「車両用信号」に従い、停止線で止まる

車道通行時の例外



「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、「歩行者用信号」に従い、停止線で止まる

横断歩道進行時

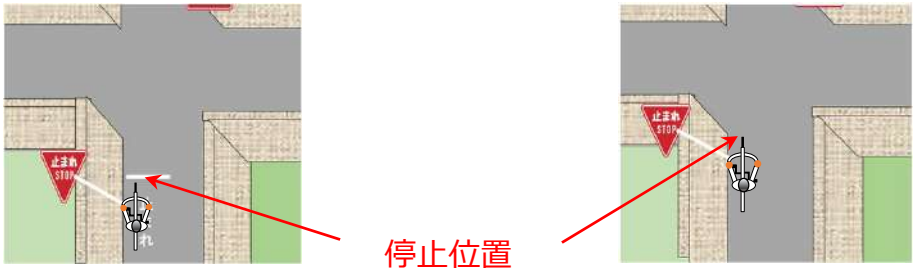


「歩行者用信号」に従い、交差点の直前で止まる

イ　一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません（法第43条）。



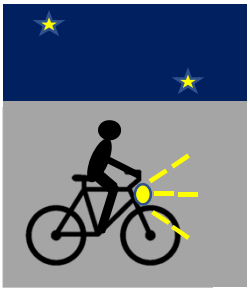


停止位置は、停止線の直前

停止線がなければ、交差点の直前で停止

(5)　自転車安全利用五則３「夜間はライトを点灯」

夜間は、ライトをつけなければなりません（法第52条第１項）。



ライトの点灯が必要な理由は？

ライトをつけないと、道路の状況の確認や、周りの自動車、歩行者の発見がしづらくなるだけではなく、自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しづらくなり、自動車や歩行者と衝突したり、誤って道路から用水路に転落したりするなど重大な事故につながるおそれがあります。

(6)　自転車安全利用五則４「飲酒運転は禁止」

体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んで自転車を運転することが禁止されています（法第65条第１項）。

自転車運転者に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供したり、飲酒をした人に要求・依頼して自転車に同乗したりする行為も処罰の対象となります（法第65条第２項～第４項）。



(7)　自転車安全利用五則５「ヘルメットを着用」

自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています（法第63条の11第１項）。

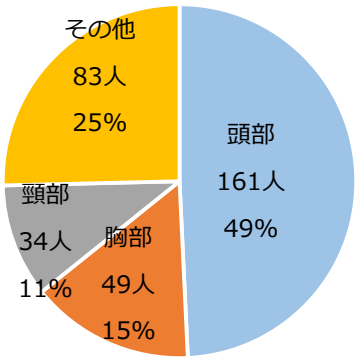


ヘルメットの着用が必要なのはなぜ？

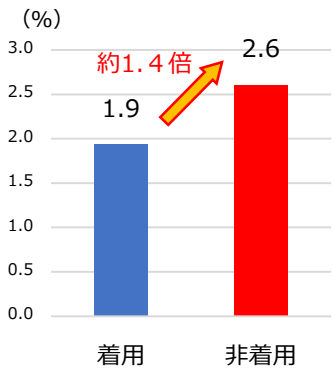
令和６年中の自転車乗用中の死者の約５割が、頭部を負傷しており、頭部を保護することは極めて重要です。

自転車乗用中に頭部を負傷した者（令和２年から令和６年までの合計）のうち、ヘルメットを着用していなかった者の致死率（ヘルメットを着用しておらず、頭部を負傷した者に占める死者数）は、ヘルメットを着用していた者の致死率（ヘルメットを着用して頭部を負傷した者に占める死者数）の約1.4倍となっています。

ヘルメットは頭部の保護に有効であり、事故に遭った際に命を守ります。ヘルメットを着用しなくても、交通違反として反則金の対象になることはありませんが、自らを守るため、自転車を運転するときはヘルメットを着用するよう努めましょう。



人身損傷主部位別の自転車乗用中死者数（令和６年）



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較（令和２年～令和６年合計）（再掲）

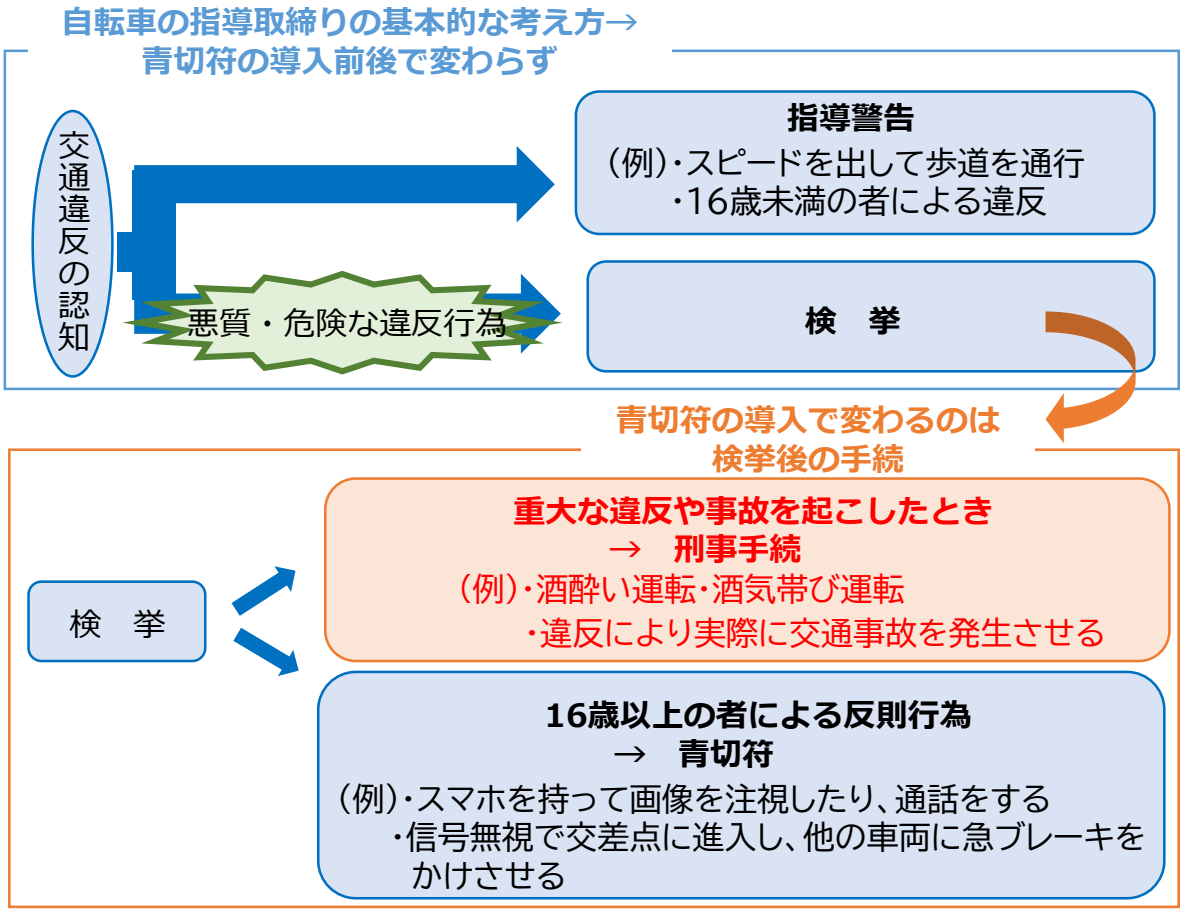
4　自転車の交通違反の指導取締り

(1)　自転車の指導取締りの基本的考え方

警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

青切符の導入後に、検挙後の手続は大きく変わりますが、交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わりません。

自転車の指導取締りの基本的考え方



(2)　指導警告の対象となる場合

ア　「悪質・危険な違反行為」以外の違反をしたとき

交通違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

しかし、そうでないときは、指導警告を行います。

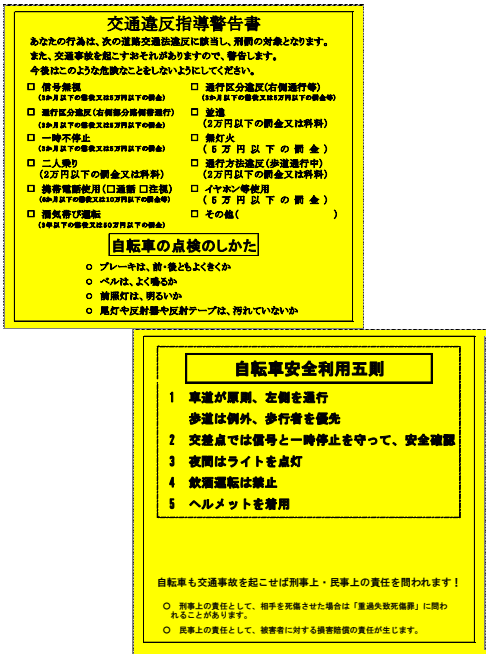
例えば、歩道をスピードを出して通行しているといった違反で、その違反の態様が交通事故を起こす危険性が低いなど、悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは、原則として、現場で「指導警告票」を交付するなどし、指導警告を行います。

指導警告は、自分自身が行った行為が交通違反になること、自らの違反の危険性や交通ルールを遵守すべきことの重要性を理解し、再び違反をさせないことを目的としています。

指導警告票　※様式は都道府県によって異なります。



警視庁の例



岡山県警察の例

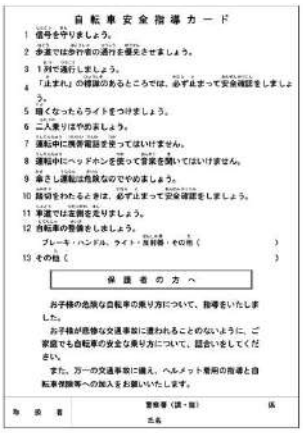
イ　16歳未満の者が違反をしたとき

自転車に導入される青切符は、16歳以上の運転者が対象となります（法第125条第２項第４号）。16歳未満の者による違反については、原則として指導警告を行います。

なお、都道府県警察によっては、16歳未満の者が違反をしたときには、「指導警告票」等に代わり、基本的な自転車の交通ルールを記載した「自転車安全指導カード」を交付するなどしています。

お子さんが自転車安全指導カードを交付されたときは、御家族で、今後の自転車の安全な利用についてよく話し合っていただくようお願いします。

自転車安全指導カード　※様式は都道府県によって異なります。


自転車安全指導カード

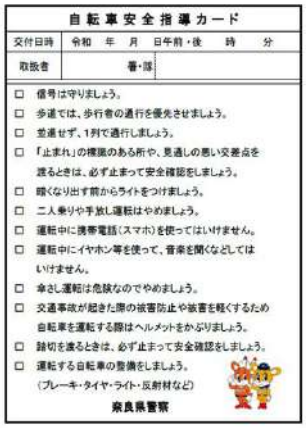
1 信号を守りましょう。
2 歩道では歩行者の通行を優先させましょう。
3 1列で通行しましょう。
4 「止まれ」の標識のあるところでは、必ず止まって安全確認をしましょう。
5 暗くなったらライトをつけましょう。
6 二人乗りはやめましょう。
7 運転中に携帯電話を使ってはいけません。
8 運転中にヘッドホンを使って音楽を聞いてはいけません。
9 傘さし運転は危険なのでやめましょう。
10 踏切をわたるときは、必ず止まって安全確認をしましょう。
11 車道では左側を走りましょう。
12 自転車の整備をしましょう。
ブレーキ・ハンドル、ライト・反射器・その他（　　）
13 その他（　　）

保護者の方へ

お子様の危険な自転車の乗り方について、指導をいたしました。
お子様が悲惨な交通事故に遭われることのないように、ご家庭でも自転車の安全な乗り方について、話し合いをしてください。
また、万一の交通事故に備え、ヘルメット着用の指導と自転車保険等への加入をお願いいたします。

取扱者　　警察署（課・隊）　　係
氏名

京都府警察の例


自転車安全指導カード

交付日時　令和　年　月　日午前・後　時　分
取扱者　署・隊

□ 信号は守りましょう。
□ 歩道では、歩行者の通行を優先させましょう。
□ 並進せず、1列で通行しましょう。
□ 「止まれ」の標識のある所や、見通しの悪い交差点を渡るときは、必ず止まって安全確認をしましょう。
□ 暗くなり出す前からライトをつけましょう。
□ 二人乗りや予放し運転はやめましょう。
□ 運転中に携帯電話（スマホ）を使ってはいけません。
□ 運転中にイヤホン等を使って、音楽を聞くなどしてはいけません。
□ 傘さし運転は危険なのでやめましょう。
□ 交通事故が起きた際の被害防止や被害を軽くするため自転車を運転する際はヘルメットをかぶりましょう。
□ 踏切を渡るときは、必ず止まって安全確認をしましょう。
□ 運転する自転車の整備をしましょう。
（ブレーキ・タイヤ・ライト・反射材など）

奈良県警察


保護者の皆様へ

お子様の危険な自転車の乗り方について、指導をいたしました。
お子様が悲惨な交通事故に遭われることのないように、ご家庭でも自転車の安全な乗り方について、話し合いをしてください。
また、万一の交通事故に備え、ヘルメット着用の指導と自転車保険等への加入をお願いいたします。

奈良県警察

奈良県警察の例

(3)　検挙の対象となる場合（「悪質・危険な違反」）

検挙の対象となる「悪質・危険な違反」*とは、「違反自体が悪質・危険なもの」と、「違反が招いた結果が悪質・危険なもの」、「違反の行われ方が悪質・危険なもの」（違反が招いた結果、違反の行われ方が悪質・危険なものを併せて、以下「違反態様が悪質・危険なもの」といいます。）があります。

＊　この頁以降、　は刑事手続によって処理されるもの、　は青切符で処理されるものを示します。

ア　違反自体が悪質・危険なもの

違反自体が悪質性・危険性が高いものは検挙の対象となり、特に重大な違反（①）は刑事手続で、反則行為の中でも重大な事故につながるおそれが高い違反（②）は青切符で処理されます。

①　刑事手続によって処理される重大な違反*【赤切符等の刑事手続】

（例）　酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等（道路における交通の危険を生じさせたとき。以下「携帯電話使用等（交通の危険）」といいます。）

＊　刑事手続によって処理される重大な違反については、資料２（p.53）を参照してください。

② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反【青切符】

（例） 遮断踏切立入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等（手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したとき。以下「携帯電話使用等（保持）」といいます。）

イ 違反態様が悪質・危険なもの

(ｱ) 違反が招いた結果が悪質・危険なもの

違反が招いた結果が悪質・危険なものは検挙対象となります。

交通事故を起こしたとき（③）は赤切符等の刑事手続で、それ以外のとき（④）は青切符で処理されます。

③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき【赤切符等の刑事手続】

④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき【青切符】

（例） ・ 違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両が急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき

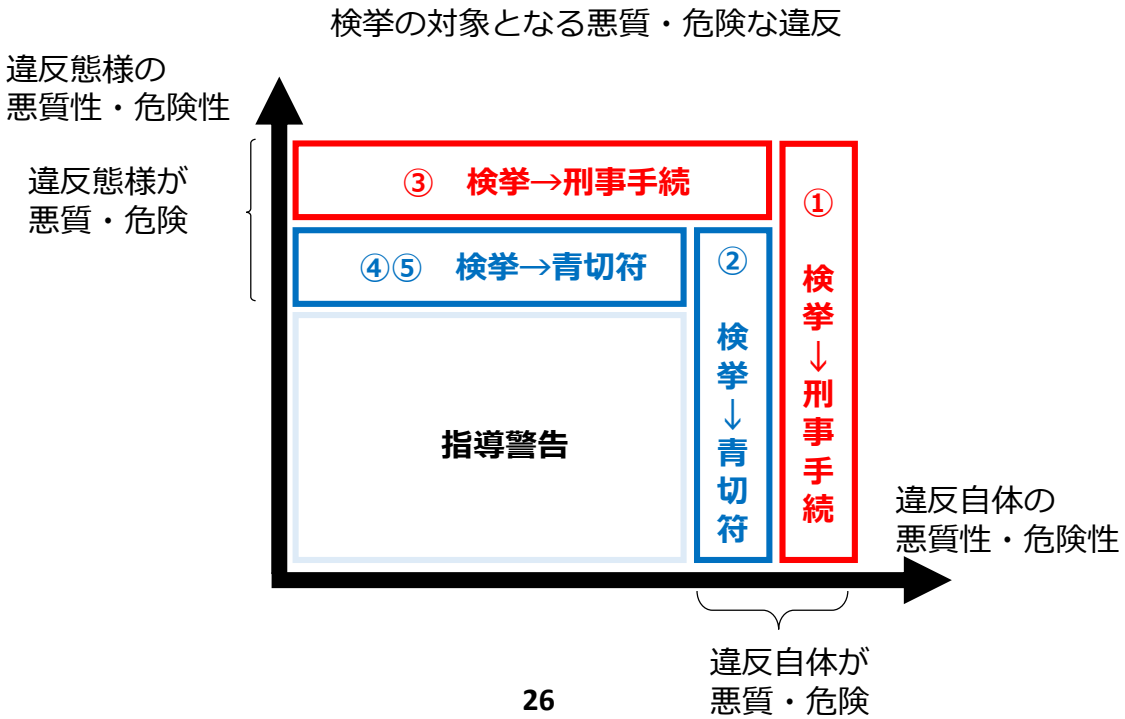
・ 違反を同時に２つ以上行い、事故の危険が高まっているとき

(ｲ) 違反の行われ方が悪質・危険なもの

違反の行われ方が悪質・危険なものは検挙対象となります。

⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき【青切符】

（例） 警察官による指導警告に従わず、又は警察官が他の者に指導取締りを行っているなどしていることを分かっているにもかかわらず、違反行為を続け、又はしたとき



○　違反自体が悪質・危険なものの例*

＊　以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

具体例

①　刑事手続によって処理される重大な違反　⇒　刑事手続

②　反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反　⇒　青切符の対象

①の例

酒酔い運転
酒気帯び運転



妨害運転



携帯電話使用等（交通の危険）

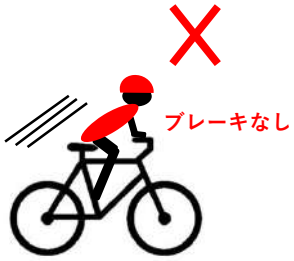


②の例

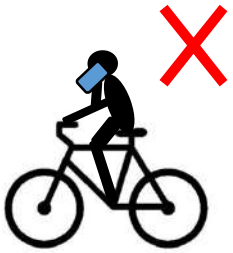
遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



携帯電話使用等（保持）



○　違反態様（＝違反が招いた結果、違反の行われ方）が悪質・危険なものの例*

＊　以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

具体例

③　違反により実際に交通事故を発生させたとき　⇒　刑事手続

④　違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき

⑤　違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

⇒　青切符の対象

③の例

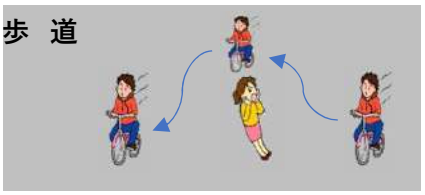
ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき



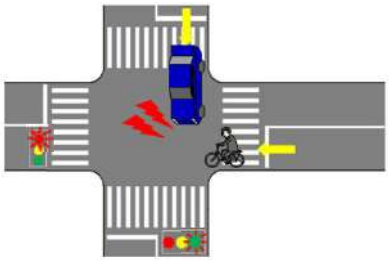
④の例

●違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき

○スピードを出して歩道を通行したため、歩行者を立ち止まらせたとき

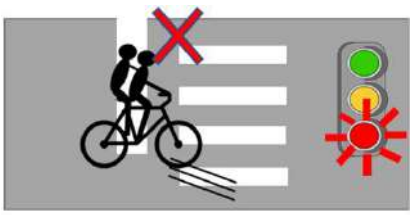


○信号無視で交差点に進入し、青信号で交差点に進入した車両に急ブレーキをかけさせたとき



●違反を同時に２つ以上行っており、事故の危険が高まっているとき

○２人乗りをしながら、赤信号を無視　○傘を差しながら一時不停止



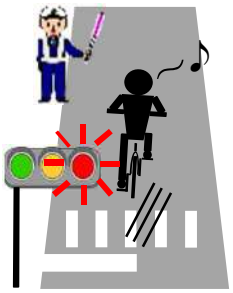


⑤の例

○警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



○前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき



(4) 青切符ではなく、刑事手続による処理が行われる場合

ア 重大な違反（反則行為の対象外の違反）をしたとき

青切符の対象は、信号無視、指定場所一時不停止等といった、「反則行為」に限られます。

酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為）・酒気帯び運転（血中0.3mg/ml又は呼気中0.15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為）、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

＊ 刑事手続によって処理される重大な違反については、資料２（p.53）を参照してください。

イ 交通事故を起こしたとき

反則行為を行い、これを原因とする交通事故を起こした場合は、これまでと同様に刑事手続により処理されます（法第125条第２項第３号）。

ウ 住所・氏名を明らかにしないときや、逃亡したとき

反則行為をして、警察官によって検挙されたものの、現場において、自らの住所・氏名を明らかにしないときや、その場から逃亡したときには、これまでと同様に刑事手続により処理されます（法第126条第１項第１号、第２号）。

エ 反則行為の成否について争うとき

反則行為をしたとして検挙されたものの、反則行為をしていないとして、その違反の成立を争うことができます。その場合は、反則金を納付せず、刑事手続に移行します。

＊ 16歳未満の者が違反をしたときは、p.25を参照してください。

(5)　指導取締りを重点的に行う場所・時間帯

自転車の指導取締りの警察の基本的な考え方は、青切符の導入後もこれまでと変わりません。警察では、自転車の事故抑止のために指導取締りを推進しています。

具体的には、自転車関連事故をめぐる最近の状況を踏まえ、自転車関連事故が現に発生しているなどの状況がある場所・時間帯を中心に指導取締りを行います。

警察が重点的に指導取締りを行う場所・時間帯は次のとおりです。

ア　場所

自転車関連事故が実際に発生したり、発生が懸念されたりするなど、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であると認められる地区・路線を、各警察署ごとに「自転車指導啓発重点地区・路線」（以下「重点地区等」という。）として指定しています＊。指導取締りは、重点地区等を中心に行います。

なお、重点地区等は、最新の交通事故情勢や、地域住民の方からの取締りに関する要望を踏まえ、見直しを行います。

＊　重点地区等は、

- 自転車の通行量
- 自転車対歩行者事故及び自転車関連事故の発生状況
- 自転車に関する交通ルールの遵守状況
- 自転車の通行に関する地域住民の要望
- 自転車通行空間の整備状況
- 自治体等の自主的な活動状況

等を踏まえ、各警察署ごとに指定されています。

重点地区等は、具体的な選定理由と共に、都道府県警察ウェブサイト、都道府県警察が安全情報等を提供するための電子メール、交番新聞、市区町村の広報紙等で公表されています。

自転車指導啓発重点地区・路線の公表例



自転車指導啓発重点地区･路線図
警視庁赤坂警察署



イ　時間帯

時間帯別の自転車が関連する死亡・重傷事故件数をみると、午前８時と午後５時付近の時間帯に事故が多く発生しています。

また、自転車乗用中の死傷者数を年齢別にみると、15歳から19歳（主に高校生・中学生）が最も多く、その高校生・中学生の死亡・重傷事故は、午前７時・８時と午後４時・５時付近の時間帯に、多く発生しています。

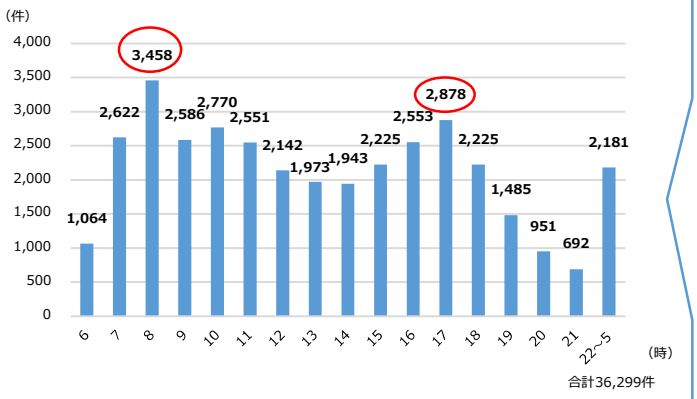
これらの時間帯には、こどもから大人まで、多くの方が自転車を利用しているほか、特に日没前後は、外が暗くなることに伴って、自動車の運転者から自転車を発見しづらくなります。

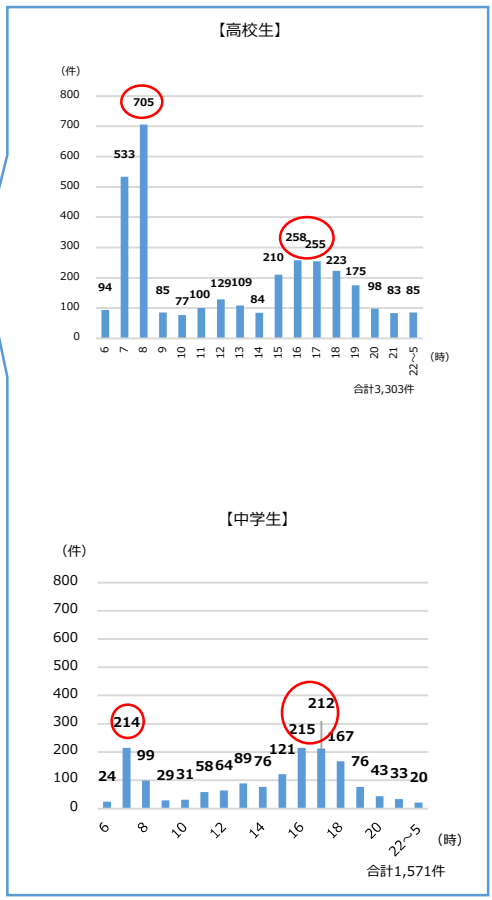
自転車関連事故の発生が多い

- 朝の通勤・通学時間帯
- 日没前後の薄暗い時間帯

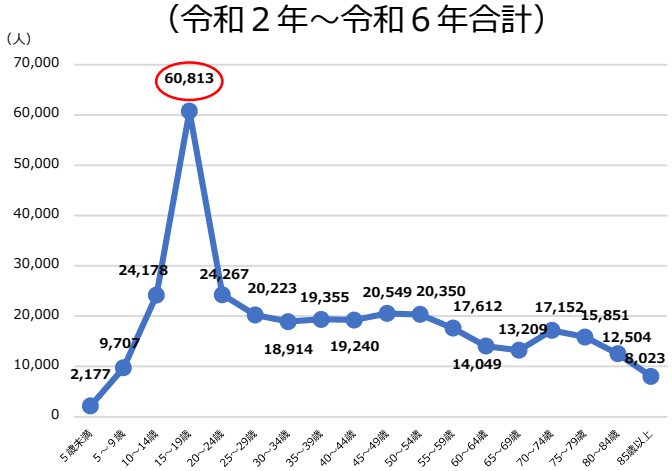
を中心に、重点的に指導取締りを行っています。

時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数
（令和２年～令和６年合計）





年齢層別自転車乗用中死傷者数
（令和２年～令和６年合計）



5　青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分

青切符の導入により、自転車の交通違反で、検挙された場合であっても、多くは反則金の納付により事件は終結しますが、自転車で交通違反を繰り返したときには、青切符等の交通違反に対する処理手続とは別に、自転車運転者講習の受講が必要となります。

また、自動車の運転免許を有している者が、自転車乗用中に重大な事故や違反をしたときは、運転免許の停止処分を受けることがあります。

(1)　自転車運転者講習制度

自転車運転者講習制度とは、危険な違反を繰り返した自転車運転者に対して、安全運転の大切さについての「気付き」を促し、再び危険な違反をしないようにするために導入された制度です。

14歳以上の者が、以下の16種別の交通違反で、３年以内に２回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）により「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

自転車運転者講習の対象となる交通違反

① 通行区分違反
② 通行禁止違反
③ 歩行者用道路徐行違反
④ 歩道徐行等義務違反
⑤ 路側帯進行方法違反
⑥ 信号無視
⑦ 指定場所一時不停止等
⑧ 優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反
⑨ 交差点優先車妨害
⑩ 環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反
⑪ 酒酔い運転、酒気帯び運転
⑫ 妨害運転
⑬ 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持）
⑭ 遮断踏切立入り
⑮ 自転車制動装置不良
⑯ 安全運転義務違反

自転車運転者講習は、３時間の講習であり、受講料が必要となります。

講習では、

- 小テストによる交通ルールの理解度のチェック
- 犯しやすい違反行為の事例紹介
- 視聴覚教材による危険性の疑似体験

といったことが行われます。

自転車運転者講習は、安全運転の大切さを再認識する重要な機会です。公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください* 。

* 公安委員会から講習の受講を命じられたにもかかわらず、３か月以内に受講しないときは、５万円以下の罰金が科せられます。

(2) 運転免許の停止処分

運転免許を有している者が自転車で交通違反を犯した場合であっても、運転免許の点数が付されることはありません。

しかし、公安委員会が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、運転免許保有者に対して、６月を超えない範囲内で期間を定めて運転免許の停止処分が行われることがあります。

具体的には、運転免許を有している者が、自転車でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合や、酒酔い運転・酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合に、運転免許の効力が停止されるときがあります。

実際の例

令和６年11月中、自転車の酒気帯び運転で検挙された40～50歳代の男性３人に対し、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるものとして、６か月以内で運転免許を停止する処分を行いました。

＊　自転車の交通ルール

(1)　歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール

ア　自転車で車道を通行するときのルール

(ｱ)　車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。

原則として、歩道又は路側帯＊と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません（法第17条第１項）。

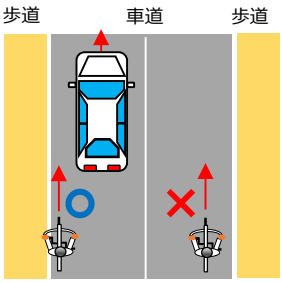


これに違反すると、通行区分違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

＊　路側帯とは、歩道のない道路にある、歩行者が通行するために、道路の側端に白線で区画された場所です。

(ｲ)　左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません（法第17条第４項、第18条第１項）。



自転車の右側通行は、逆走となり、通行区分違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

逆走はなぜ危険？

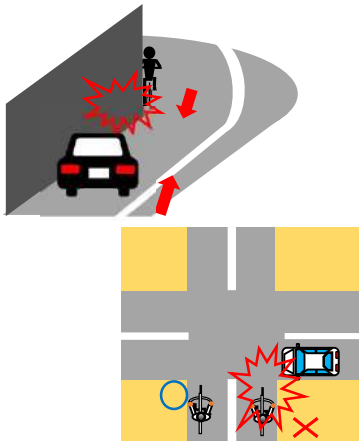
逆走（自転車で道路の右側を通行すること）は、

・　駐車車両等の障害物があるときや、見通しの悪いカーブで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険がある

・　自転車が車道の右側を通行していると、交差点で自転車が自動車の左方から飛び出してきたときに、自動車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない

といったことから、大変危険です。

右側通行は危険

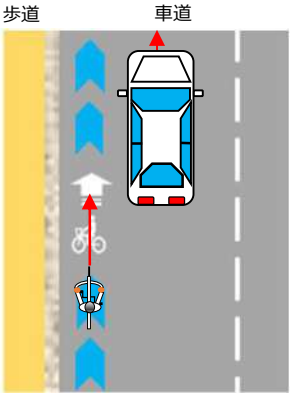


矢羽根型路面表示とは？

矢羽根型路面表示は、自転車が通行する部分・方向を知らせるものです。

矢羽根型路面表示は、自転車の運転者だけでなく、自動車の運転者に対しても、自転車の通行位置について注意を促す役割があります。

必ずしも矢羽根型路面表示がされた場所を通行するよう義務付けるものではありませんが、自転車で通行するときはこれを目安としましょう。









矢羽根型路面表示の例

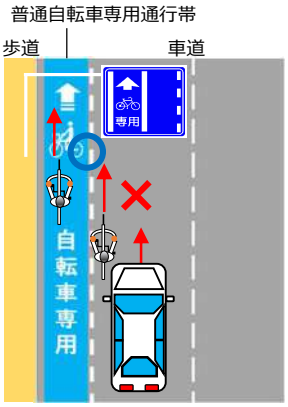
(ｳ)　普通自転車専用通行帯が設けられているとき

普通自転車で車道を通行する場合で、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません（法第20条第２項）。

これに違反すると、通行帯違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

普通自転車専用通行帯





(I)　自転車の通行が制限されているとき

一方通行道路の逆走をはじめ、自転車を含む車両の通行が一律に禁止されている道路を通行してはなりません（法第８条第１項）。これに違反すると、通行禁止違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

また、自転車に限って通行が認められている遊歩道といった道路においては、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません（法第９条）。これに違反すると、歩行者用道路徐行違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

車両通行止め　車両進入禁止　歩行者用道路



↓
自転車が通行すると
通行禁止違反となります



↓
自転車は
通行できます



↓
自転車は徐行
してください

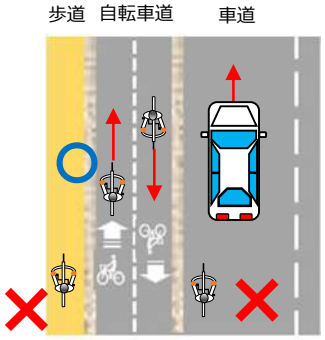
イ　自転車で自転車道を通行するときのルール

自転車道*があるときには、自転車道を通行しなければなりません（法第63条の３）。自転車道があるとき、歩道を通行することはできません。

＊　自転車道とは、自転車の通行の用に供するため、縁石線若しくは柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分をいいます。



これに違反すると、自転車道通行義務違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。



ウ　自転車で歩道を通行するときのルール

(ｱ)　歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます（法第63条の４第１項）。

①　道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき

②　13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき



「普通自転車歩道通行可」の
道路標識・道路標示

③　車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき*

＊　道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

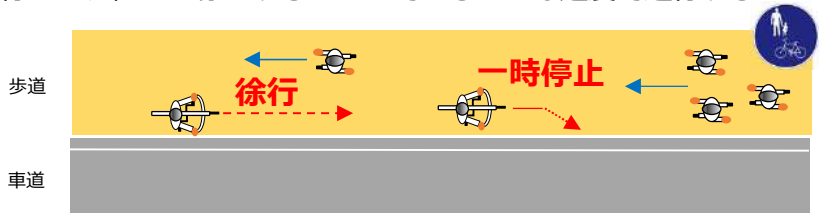
(ｲ)　歩道を通行するときのルール（原則）

普通自転車で歩道を通行することができる場合に、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行*しなければなりません（法第63条の４第２項）。

また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

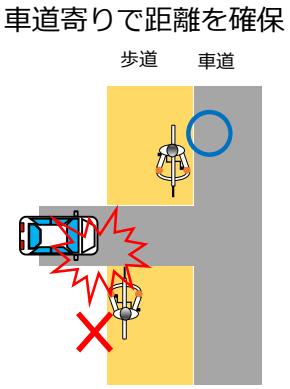
これらに違反すると、歩道徐行等義務違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。

＊　徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



歩道で車道寄りを通行しなければならないのはなぜ？

普通自転車で歩道を通行する際に、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければならないのは、路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、ブレーキをかける時間を確保し、事故を防止するためです。



(ｳ)　普通自転車通行指定部分が設けられているときのルール

普通自転車で歩道を通行することができる場合で、「普通自転車通行指定部分」が設けられている歩道を通行するときには、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません*（法第63条の４第２項）。

これに違反すると、歩道徐行等義務違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。

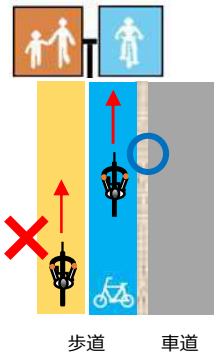
＊　ただし、普通自転車通行指定部分を進行する場合で、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。



普通自転車通行指定部分

普通自転車通行指定部分の
道路標示





エ　自転車で路側帯を通行するときのルール

(ｱ)　路側帯を通行できるとき

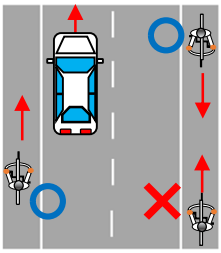
自転車は、著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、路側帯を通行することができます（法第17条の３第１項）。

(ｲ)　路側帯を通行するときのルール（原則）

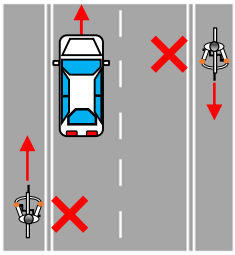
自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません（法第17条の３第１項）。

ただし、白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）のときは、路側帯内を通行することはできません（法第17条の３第１項）。

これらに違反すると、通行区分違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。



路側帯



歩行者用路側帯



歩行者用路側帯

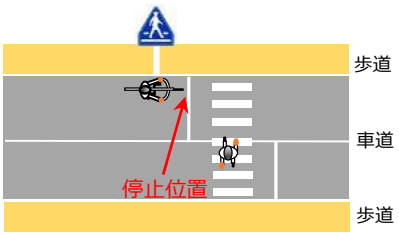
(ｳ)　通行方法

自転車で路側帯内を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません（法第17条の３第２項）。

これに違反すると、路側帯進行方法違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。



オ　横断歩行者の優先



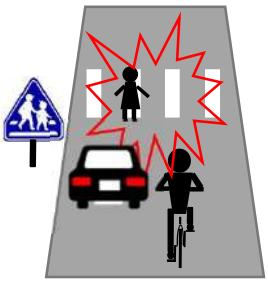
横断歩道に接近する場合には、歩行者がいないことが明らかなときを除き、横断歩道の直前（停止線があるときはその直前）で停止することができるような速度で進行しなければなりません。また、横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません（法第38条第１項）。

さらに、横断歩道又はその手前の直前で停止している車両がある場合において、その車両の側方を通過してその前方に出ようとするときは、一時停止しなければなりません（法第38条第２項）。

これらに違反すると、横断歩行者等妨害等（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

横断歩道の直前に停止車両があるときに、一時停止しなければならないのはなぜ？

横断歩道又はその手前の直前で停止している車両がある場合に、その車両の側方を通過してその前方に出ようとするときに、一時停止しなければならないのは、横断歩道を渡ろうとしている歩行者が停止車両の死角に入り、自転車の運転者から見えず、事故の危険があるためです。



カ　並進の禁止

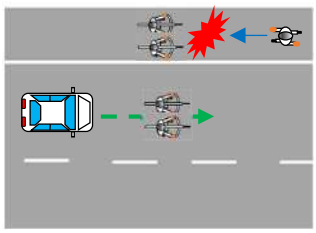


自転車は、並進してはいけません（法第19条）。

これに違反すると、並進禁止違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。

並進してはいけないのはなぜ？

並進は、自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあります。



(2)　事故に遭わないための交通ルール

ア　信号に関するルール



車両用信号



歩行者用信号



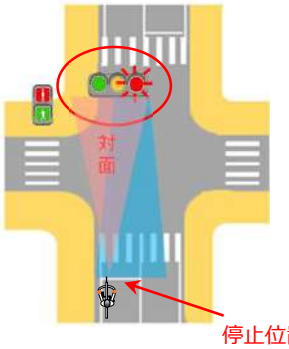
「歩行者・自転車専用」

○　自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」*、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います（法第７条）。また、「車両用信号」が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。これらに違反すると、信号無視（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

＊　ただし「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。

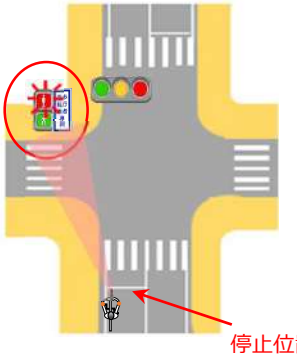
○　赤信号で停止する場合には、停止線が設けられているときには、その直前で停止しなければなりません。また、歩道を通行している場合や、自転車を除く一方通行道路を反対側から通行してきた場合で、停止線が設けられていないときには、交差点の直前（交差点の直近に横断歩道があるときは、横断歩道の直前）で停止しなければなりません。

車道進行時



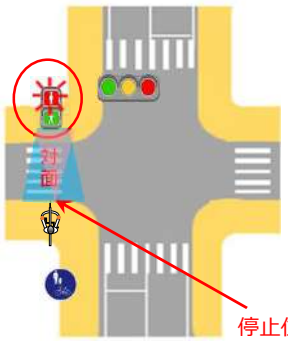
「車両用信号」に従い、停止線で止まる

車道通行時の例外



「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、「歩行者用信号」に従い、停止線で止まる

横断歩道進行時



「歩行者用信号」に従い、交差点の直前で止まる

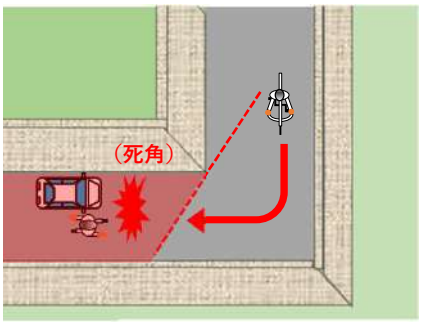
イ　徐行に関するルール

信号機がなく、左右の見通しがきかない交差点や、道路の曲がりかど付近では徐行しなければなりません（法第42条）。

これに違反すると、徐行場所違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

交差点や曲がりかどで徐行するのはなぜ？

信号機がなく、左右の見通しがきかない交差点や、道路の曲がりかど付近では徐行しなければなりません。これは建物や植栽により衝突等の危険が高まる見通しがきかない場所で、止まったり、他の車両を避けたりすることができるようにするためです。

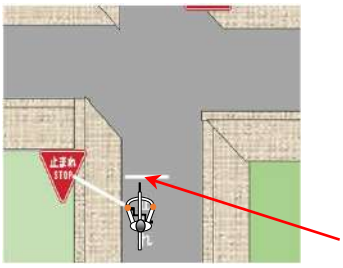


ウ　一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません（法第43条）。

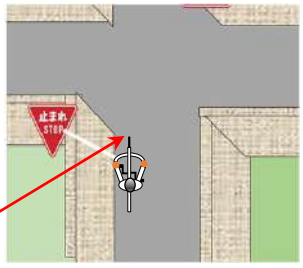
これに違反すると、指定場所一時不停止等（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。





停止位置は、停止線の直前

停止位置



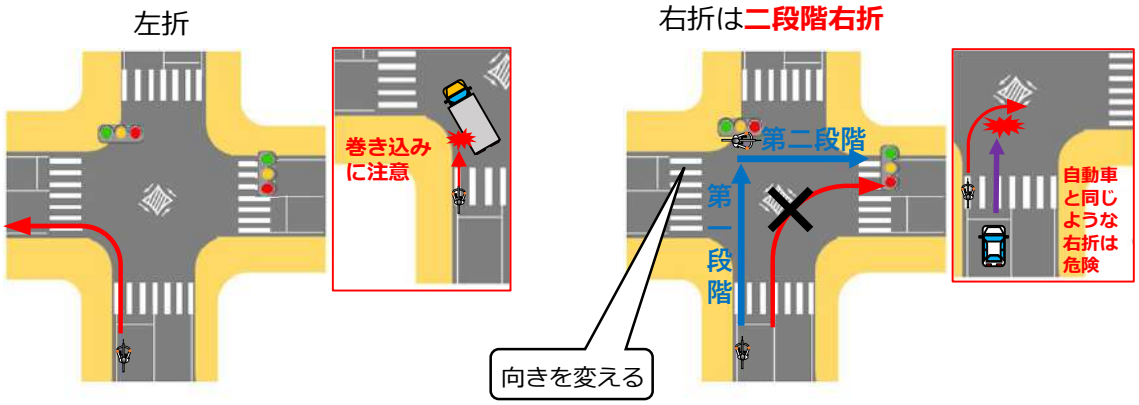
停止線がなければ、交差点の直前で停止

エ　右左折に関するルール

左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければなりません（法第34条第１項）。

また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません（いわゆる二段階右折、法第34条第３項）。

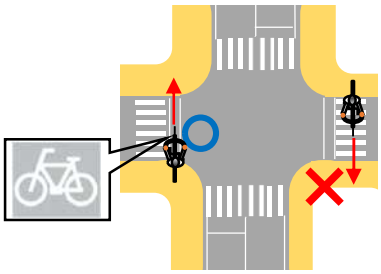
これらに違反すると、交差点右左折方法違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となるほか、信号交差点において二段階右折をしなかったときには信号無視（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。



オ　道路を横断するときのルール

(ｱ)　自転車横断帯が設けられているとき

自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません（法第63条の６、63条の７）。





(イ)　横断歩道の通行について

道路を横断する場合は、横断歩道を通行することもできます。

ただし、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま横断してはいけません（法第25条の２第１項）。

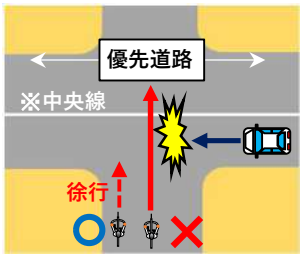
これに違反すると、法定横断等禁止違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

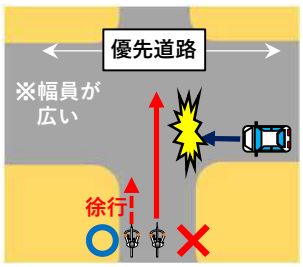
カ　その他のルール

(ア)　交差道路に進入するとき

交差道路が優先道路*である場合や通行してきた道路よりも明らかに幅員が広い場合は、交差道路を通行する車両の進行を妨害してはならず、かつ、交差点に進入するときは徐行しなければなりません（法第36条第２項、第３項）。

＊　優先道路とは、交差点を突っ切る形で中央線又は車両通行帯が設けられている道路等をいいます。





また、それ以外の場合で、自転車で信号のない交差点に進入するときには、原則、交差道路の左方から進行してくる車両が優先となります（法第36条第１項）。

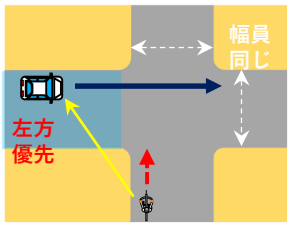
これらに違反すると、それぞれ優先道路通行車妨害等、交差点優先車妨害（反則行為）として、反則金（両方とも5,000円）の対象となります。



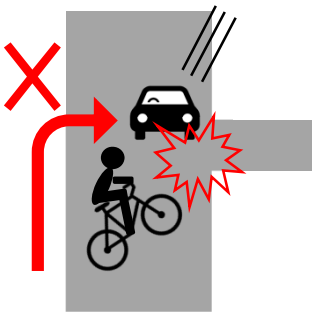
優先道路を示す道路標識

左方からの車両が優先されるのはなぜ？

左側の車両を優先するのは、車両は左側通行であることから、左方から進行してくる車両を右側によけることはできるものの、右方から進行してくる車両については左側によけることが難しいためです。



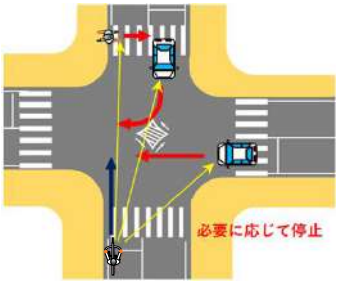
(ｲ)　交差点を右折するとき



自転車で交差点を右折する場合に、交差点において直進し、又は左折しようとする車両があるときは、その車両の進行を妨害してはいけません（法第37条）。

これに違反すると、交差点優先車妨害（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

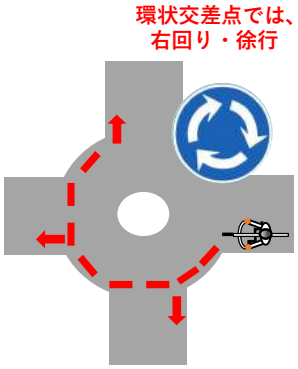
(ｳ)　交差点内を通行するとき



自転車で交差点に進入するときは、交差道路を通行する車両、反対方向から進入してきて右折する車両、道路を横断する歩行者に特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません（法第36条第４項）。

これに違反すると、交差点安全進行義務違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

(ｴ)　環状交差点を通行するとき



自転車で環状交差点を通行するときは、右回りに徐行しなければならず、環状交差点内を通行する車両の進行妨害をしてはいけません（法第37条の２第１項、第２項）。

また、環状交差点を通行する車両、道路を横断する歩行者に特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません（法第37条の２第３項）。

これらに違反すると、それぞれ環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反（反則行為）として、反則金（それぞれ5,000円、6,000円）の対象となります。

(3)　危険な行為の禁止

ア　反則行為の対象とならず、刑事手続の対象となる重大な違反

(ｱ)　飲酒運転の禁止

体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んで自転車を運転することが禁止されています（法第65条第１項）。

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがあるときは、酒酔い運転として、５年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科されます。また、血中濃度が0.3mg/ml又は呼気中濃度が0.15mg/l以上のときは、酒気帯び運転として、３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。



自転車運転者に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供したり、飲酒をした人に要求・依頼して自転車に同乗したりする行為も処罰の対象となります。

(ｲ)　「あおり運転」の禁止

自転車についても、いわゆる「あおり運転」が禁止されています（法第117条の２第１項第４号、第117条の２の２第１項第８号）。

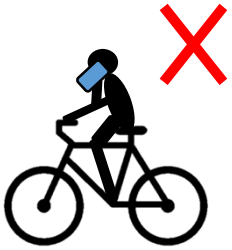


他の車両の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法によって、急ブレーキや急な割込み、幅寄せ、蛇行運転等をしてはいけません。

このような妨害運転には、原則として、３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。

(ｳ)　携帯電話使用の禁止

自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止されています（法第71条第５号の５）。



携帯電話・スマートフォン等を使用して、実際に事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、携帯電話使用等（交通の危険）として、１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。

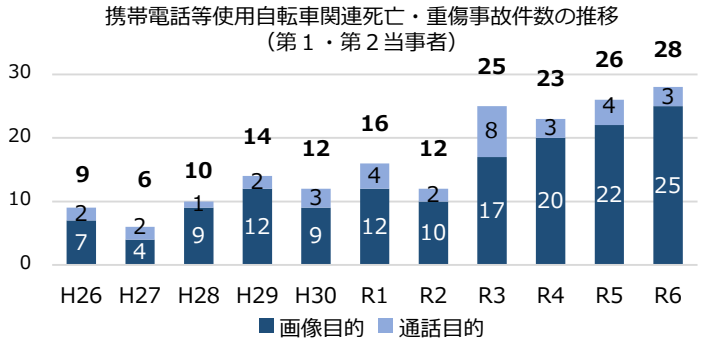
また、手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときも、携帯電話使用等（保持）（反則行為）として、反則金（１万2,000円）の対象となります。これは自転車の反則金中で最も高額となっています。

ながらスマホが危険なのはなぜ？

通話しながらの運転は片手運転となり、ブレーキもかけにくい状態となるほか、周囲の音が聞こえにくくなり、他車の存在に気づきにくくなります。

また、画像を注視しながらの運転は、文字や動画に集中してしまい、歩行者の存在を見落としたり、意図せず信号を無視してしまうなどの危険があります。

＊　携帯電話等使用の自転車関連死亡・重傷事故件数は増加傾向



イ　その他走行する際に守らなければならないルール

(ｱ)　踏切を通過するときのルール



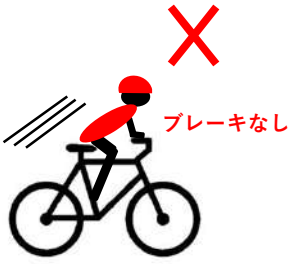
自転車で踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（停止線があるときはその直前）で停止し、安全であることを確認しなければいけません（法第33条第１項）。

これに違反すると、踏切不停止等（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

また、踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っている間は、その踏切に入ってはいけません（法第33条第２項）。

これに違反すると、遮断踏切立入り（反則行為）として、反則金（7,000円）の対象となります。

(ｲ)　ブレーキが不良の自転車の運転の禁止



ブレーキがない自転車や、ブレーキが故障した自転車を運転してはいけません（法第63条の９第１項）。

これに違反すると、自転車制動装置不良（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

(ｳ)　安全運転の義務

自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません（法第70条）。



例えば、手を放して自転車を運転するような行為や前輪を上げて走行するような行為（いわゆる「ウイリー走行」）をしてはいけません。

これに違反すると、安全運転義務違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。

(ｴ)　二人乗りの禁止

自転車で二人乗り*をしてはいけません（法第57条第２項）。

自転車で二人乗りをすると、ブレーキの効きが悪くなる可能性があるほか、バランスを崩し転倒する可能性もあります。



これに違反すると、軽車両乗車積載制限違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。

＊　ただし、16歳以上の保護者が、小学校入学前の幼児を幼児用座席に乗せて運転することや、タンデム自転車や三輪の自転車で乗車するための座席がある場合は、自転車の運転者以外の者を乗せて運転することが、公安委員会規則で認められています。

(ｵ)　イヤホンをしながらの運転、傘を差しながらの運転の禁止

自転車に関するルールの中には、公安委員会が個別に規定しているものがあります。



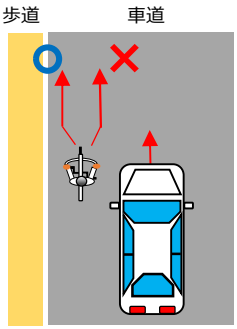
傘差し運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転*は、全ての都道府県で禁止されています（法第71条第６号）。

傘を差しての運転は、自転車のハンドル、ブレーキの操作が難しくなり、イヤホンをつけての運転は、周囲の音が聞こえず、自動車や歩行者の動きに気付けなくなり、重大な事故に発展するおそれがあります。

これらに違反すると、公安委員会遵守事項違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

＊　ただし、イヤホンを片耳のみに装着しているときや、オープンイヤー型イヤホンや骨伝導型イヤホンのように、装着時に利用者の耳を完全には塞がないものについては、安全な運転に必要な音又は声が聞こえる限りにおいて、違反にはなりません。

(ｶ)　自転車の右側を車両が通過する場合のルール



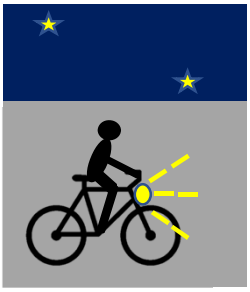
車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で車両が自転車の右側を通過するときは、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って、通行しなければなりません（法第18条第４項）。

これに違反すると、被側方通過車義務違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

＊　自転車の右側を通過する車両についても、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で自転車の右側を通過するときは、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければならないこととされています（法第18条３項）。

(4)　自分の身や他者の身を守る方法

ア　無灯火の禁止



夜間は、ライトをつけなければなりません（法第52条第１項）。

これに違反すると、無灯火（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。

ライトを点灯しなければならないのはなぜ？

ライトをつけないと、道路の状況の確認や、周りの自動車、歩行者の発見がしづらくなるだけではなく、自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しづらくなり、自動車や歩行者と衝突したり、誤って道路から用水路に転落したりするなど、重大な事故につながるおそれがあります。

イ　ヘルメットを着用



自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています（法第63条の11第１項）。

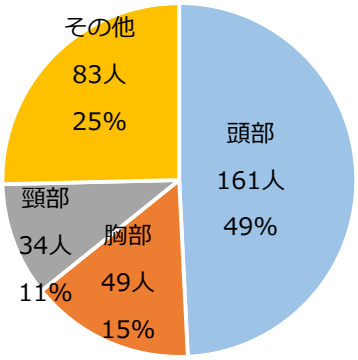
ヘルメットの着用が必要なのはなぜ？

令和６年中の自転車乗用中の死者の約５割が、頭部を負傷しており、頭部を保護することは極めて重要です。

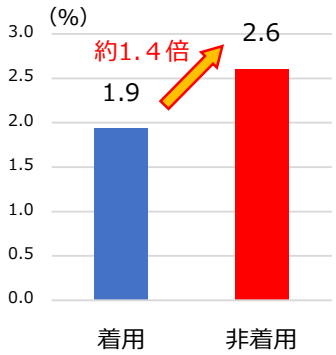
自転車乗用中に頭部を負傷した者（令和２年から令和６年までの合計）のうち、ヘルメットを着用していなかった者の致死率（ヘルメットを着用しておらず、頭部を負傷した者に占める死者数）は、ヘルメットを着用していた者の致死率（ヘルメットを着用して頭部を負傷した者に占める死者数）の約1.4倍となっています。

ヘルメットは頭部の保護に有効であり、事故に遭った際に命を守ります。ヘルメットを着用しなくても、交通違反として反則金の対象になることはありませんが、自らを守るため、自転車を運転するときはヘルメットを着用するよう努めましょう。

人身損傷主部位別の自転車乗用中死者数（令和６年）



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較（令和２年～令和６年合計）（再掲）



ウ　整備点検

ブレーキの不具合は衝突回避に影響を与えるほか、タイヤの摩耗はスリップによる転倒につながり、制動距離にも影響を与えます。

ブレーキ、タイヤ、反射器材、車体、ベル（警音器）等、利用の都度、点検し、悪いところがあれば整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店等へ行って点検や整備をしてもらいましょう。

自転車は、TSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマーク等の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

エ　事故時の対応

自転車も、交通事故を起こした場合には、負傷者を救護するとともに、警察に報告しなければなりません（法第72条第１項）。

負傷者を救護しなかったとき、救護措置義務違反として、１年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金が科されるほか、警察に報告しなかったとき、事故不申告として、３月以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金が科されます。

資料１：法上、自転車が対象とされている反則行為

反則行為	根拠条文 （道路交通法）	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	§71(5)の５	12,000円
放置駐車違反	§44①	9,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：12,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：11,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：10,000円
	§45①・②	
	§47②・③	
	§48	
	§49の３③	
	§49の４	
遮断踏切立入り	§33②	7,000円
速度超過	§22①	6,000円（超過速度が15km/h未満の場合） ※ 超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合：12,000円 超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合：10,000円 超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合：7,000円
駐停車違反	§44①	6,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：9,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：8,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：7,000円
	§45①・②	
	§47①～③	
	§48	
	§49の３②・③	
	§49の３②	
	§49の３④	
	§49の４	
	§49の５後段	
信号無視	§７	6,000円 ※点滅信号を無視した場合は5,000円
通行区分違反	§17①・②	6,000円
	§17④・⑥	
追越し違反	§28①～④	
	§29	
	§30	
踏切不停止等	§33①	
交差点安全進行義務違反	§36④	
環状交差点安全進行義務違反	§37の２③	
横断歩行者等妨害等	§38①～③	
	§38の２	
安全運転義務違反	§70	
通行禁止違反	§８①	
歩行者用道路徐行違反	§９	
歩行者等側方通過義務違反	§18②	
急ブレーキ禁止違反	§24	
法定横断等禁止違反	§25の２①	
路面電車後方不停止	§31	

優先道路通行車妨害等	§36②・③	5,000円
環状交差点通行車妨害等	§37の２①・②	
徐行場所違反	§42	
指定場所一時不停止等	§43	
幼児等通行妨害	§71(2)・(2)の３	
安全地帯徐行違反	§71(3)	
被側方通過車義務違反	§18④	
通行帯違反	§20①～③	
道路外出右左折合図車妨害	§25③	
指定横断等禁止違反	§25の２②	
車間距離不保持	§26	
進路変更禁止違反	§26の２②	
	§26の２③	
追い付かれた車両の義務違反	§27①・②	
乗合自動車発進妨害	§31の２	
割込み等	§32	
交差点右左折等合図車妨害	§34⑥	
交差点優先車妨害	§36①	
	§37	
緊急車妨害等	§40①・②	
	§41の２①・②	
交差点等進入禁止違反	§50①・②	
無灯火	§52①	
減光等義務違反	§52②	
合図不履行	§53①・②	
合図制限違反	§53④	
警音器吹鳴義務違反	§54①	
乗車積載方法違反	§55①・②	
軽車両整備不良	§62	
自転車制動装置不良	§63の９①	
泥はね運転	§71(1)	
転落等防止措置義務違反	§71(4)	
転落積載物等危険防止措置義務違反	§71(4)の２	
安全不確認ドア開放等	§71(4)の３	
停止措置義務違反	§71(5)	
公安委員会遵守事項違反	§71(6)	
通行許可条件違反	§８⑤	3,000円
歩道徐行等義務違反	§63の４②	
路側帯進行方法違反	§17の３②	
並進禁止違反	§19	
軌道敷内違反	§21①～③	
道路外出右左折方法違反	§25①	
交差点右左折方法違反	§34①	
	§34③	
環状交差点左折等方法違反	§35の２①・②	
軽車両乗車積載制限違反	§57②	
制限外許可条件違反	§58③	
原付等牽引違反	§60	
自転車道通行義務違反	§63の３	
警音器使用制限違反	§54②	

資料２：刑事手続によって処理される重大な違反

違反の内容	根拠条文 （道路交通法）	罰則
過失建造物損壊	§116①	６月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	§65①	５年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	§66	
妨害運転（著しい交通の危険）	§117の２①(4)	
酒気帯び運転	§65①	３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
過労運転等	§66	
妨害運転（交通の危険のおそれ）	§117の２の２①(8)	
携帯電話使用等（交通の危険）	§71(5)の５	１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
救護義務違反	§72①前段	１年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	§67③	３月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	§114の５①	３月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
警察官現場指示違反	§４①後段	３月以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金
警察官通行禁止制限違反	§６④	
違法停車措置命令違反	§50の２	
違法駐車措置命令違反	§51①	
積載等危険防止等措置命令違反	§61	
無免許等危険防止命令違反	§67①	
事故不申告	§72①後段	
混雑緩和措置命令違反	§６②	５万円以下の罰金
事故現場不退去下命違反	§72②	
自転車検査等拒否等	§63の10①	
制動装置不良自転車措置命令等違反	§63の10②	
自転車運転者講習受講命令違反	§108の３の５②	
自転車通行方法指示違反	§63の８	２万円以下の罰金又は科料